

ID: 412

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の分割納付等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市都市公園条例施行規則 第9条第2項		
例 規 番 号	昭和40年規則第16号		
【根拠条文】 (使用料の徴収) 第9条 2 特に市長が必要と認めるときは、使用料を分割し、又は納付期限を延長することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日